



# 和解書

■■■■ (以下「甲」という) と有限会社■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

## 記

千葉市中央区■■■■ 201号室

1. 乙は甲に対し、敷金(120,000円)の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成23年9月30日限り、下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本店
	普通預金	■■■■
	口座名義人	■■■■

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書2通を作成し、署名捺印(記名押印)のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成23年9月12日

甲 千葉市中央区■■■■  
■■■■  
■■■■  
京都府京田辺市山手南2丁目1-4  
ハチセンビル3号館303号  
甲代理人 司法書士 長谷川 聡  
(認定番号 第213094号)



乙

乙代理人

千葉市中央区■■■■  
有限会社■■■■  
代表取締役■■■■

千葉市中央区■■■■  
有限会社■■■■  
代表取締役■■■■

